

各病院長
各関係団体の長
各看護師等養成所設置者
各市町村長

様

島根県健康福祉部医療政策課長

地域医療介護総合確保基金を活用した事業の実施調査について（照会）

島根県の地域保健医療対策について、日ごろからご協力をいただき誠にありがとうございます。さて、地域医療介護総合確保基金を活用した事業は、平成 26 年度から県計画を策定して実施しておりますが、令和 7 年度以降の事業概算額を把握するため、下記について回答をお願いします。

記

1 調査対象事業

- (1) 地域医療構想の達成に向けた施設設備整備事業（ハード事業）
- (2) 上記（1）に関連するソフト事業
- (3) 在宅医療（地域包括ケアを含む）の推進に関する事業（ソフト事業）
- (4) 医療従事者等の確保のための事業（ソフト事業）

2 提出様式

- (1) 病床機能報告対象病院
 - 【様式 1】 地域医療構想の達成に向けた施設設備整備事業調査票
 - 【様式 2】 医療介護総合確保基金を活用したソフト事業調査票
- (2) 上記（1）を除く病院、関係団体、看護師等養成所
 - 【様式 2】 医療介護総合確保基金を活用したソフト事業調査票

3 提出期限

令和 6 年 9 月 6 日（金）必着 ※以下の提出先にメールまたは F A X により提出してください。

4 留意事項

- ・現時点で実施計画がない場合は回答不要です。
- ・令和 7 年度の事業は、今回ご報告のものを対象に今後の連絡・調整をさせていただきます。
- ・事業計画がある場合は必ずご報告ください。（ソフト事業について今年度と同様の事業実施を希望する場合も提出してください。）
- ・令和 8 年度以降の計画は、来年度改めて照会します。現時点で計画があればご報告ください。
- ・様式 1 の地域医療構想の達成に向けた施設設備整備事業（ハード事業）の対象は、病床機能報告対象医療機関のみです。「しまね型医療提供体制構築事業実施要綱」「しまね型医療提供体制構築事業費補助金交付要綱」の対象事業についてご回答いただくとともに、病床数の削減予定があれば、施設・設備整備の有無に関わらず、「3. 地域医療介護総合確保基金の活用について」の区分「給付金」について回答してください。なお、地域医療構想の達成に向けた事業とは、回復期病床等圏域で不足する病床への転換、新たな病床削減を伴う事業を指します。
- ・上記報告様式、交付要綱、事業実施要綱及び「医療介護総合確保促進法に基づく島根県計画」は、以下の場所に掲載しています。
※島根県ホームページ [組織から探す] - [医療政策課] - [島根の医療] - [地域医療情報] - [医療介護総合確保促進法に基づく島根県計画]
https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/iryo/shimaneno_iryoyoukaigo-kenkeikaku.html
- ・取りまとめ結果は、令和 7 年度予算要求の参考とします。会議等で公表することはありません。ハード事業については、国への事業要望として提出することがあります。

【調査票提出先】 〒690-8501 松江市殿町 1 番地
医療政策課医療計画係 進藤
TEL : 0852-22-6548 FAX : 0852-22-6040
E-mail : iryo-kikin@pref.shimane.lg.jp